

令和 5 年 6 月 7 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01208

研究課題名（和文）フランス財団法人法制の系譜学

研究課題名（英文）Genealogical Studies on French Foundation Law

研究代表者

齋藤 哲志（Saito, Tetsushi）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：50401013

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国の非営利法人法制が社団と財団との平準化を進め、後者の特異性に着目しないことへの疑義を出発点とした。両形態の対抗を強く意識するフランス法を検討対象とし、財団の存在態様を考究した。一方で、20世紀初頭の法人法制の激動期に遡行し、財団を冷遇する歴史的な脈を明らかにした。鍵を握るのは、教会内で分別管理され、法人格を持たない財団である。他方で、現代の財団の利用実態を解明した。頻用されているのは法人格を持たない財団である。巨大な公益財団法人が、一定の財産体を受け入れて分別管理し、家族によるチャリティー活動を支援している。二つの要素の接合により、フランス財団法人法制の系譜が明らかにされる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一に、「他法人管理財団」ないし「財団法人内財団」と称される財団の意義を明らかにした。「フランス財団（Fondation de France）」のような公益財団法人の中で管理される財産体であって、法人格を有しないことを特徴とする。第二に、この形態の財団の祖型が、教会内部においてミサや施設といった特定の目的のために設定される財団（教会内財団）に存するとの理解を提示した。第三に、財団は死者が設定する目的の下で活動するという基本的な認識を基に、その派生的成果として、死者論を展開した。

研究成果の概要（英文）： The starting point for this research was the suspicion that Japan's nonprofit corporation legislation promotes the equalization of associations and foundations and does not focus on the specificity of the latter. We examined French law, which is strongly aware of the rivalry between the two forms of corporations, and examined the way foundations exist. On the other hand, we traced back to the beginning of the 20th century, and clarified the historical context in which foundations were placed outside of the legislation. The key is the foundation, which is segregated and unincorporated within the church. On the other hand, we elucidated the actual use of foundations. The most frequently used type of foundation is the unincorporated one. Huge foundations accept and segregate certain assets and support charitable activities by families. The joining of the two elements reveals the genealogy of the French foundation legislation.

研究分野：フランス法、比較法

キーワード：財団 他法人管理財団 教会内財団 法人 政教分離 死者 資産

## 1. 研究開始当初の背景

非営利法人制度を抜本的に改革した関連3法(「一般社団・財団法人法」「公益法人認定法」「関連法律整備法」)の成立から10余年が経過した。本研究が着目したのは、この改革が社団と財団との差異を極小化した点である。形態上の違いが残ることは当然ながら、ガバナンスに関してはほぼ同旨の規定が両法人に適用される。とりわけ評議員会を社員総会との類比の下に把握したことに顕著である。こうした構造の故か、財団の特性に配慮した検討は稀なものとなりつつある。

本研究は、社団と財団という両法人形態の対抗を強く意識するフランス法を検討対象に据え、財団の特異性に改めて光を当てようとした。特徴は史的に形成されたとの仮説を基に20世紀初頭の法人法制の激動期に遡行すれば、財団が行政の厳格な統制下に置かれ続けた文脈を明らかにしようのではないかと考えた。

その一方で、現代に目を転ずると、前提を覆すかのような財団の繁茂がみられる。どのような社会的需要が存するのか。わが国にはみられない特徴的なスキームを採り上げることで財団に関する法学的議論を豊富化しようと考えた。

## 2. 研究の目的

研究開始時においては、具体的目的として、以下の2点を掲げた。

### (1) 目的 : 財団理解の歴史的系譜の探求

上述したように、社団と財団とを対抗的に把握することが出発点である。フランスの社団法人法制は、1901年7月1日の法律であり、今なおこれが現行法である。この法律は、修道会について厳格な許可制を敷いたことから明らかなように、カトリック敵視の文脈の下に成立したことが知られる。政教関係の緊張の終着点たる1905年12月9日の法律は、コンコルダ体制において公法人として遇されていた教会上の各種機関を私法人とし、1901年法の下に位置付けようとした。「礼拝目的社団法人(association cultuelle)」と称されたこの社団が教会財産の管理を担う。しかし、教皇庁がこれを拒絶したが故に、カトリックにつき管理団体が法認されない事態が生じた。この状況に介入したのが、当時の私法学をリードしていたレモン・サレイユ Raymond Saleilles (1855-1912)であった。彼は、財産管理組織の法人化を目論む。構想されたのは財団の活用であった。カトリックの教義に適った目的を固定化することができる。裏を返せば社団における社員が総会決議等の意思決定により教会組織から離反することを防ぎうる。サレイユはさらに、自らの構想を現実化すべく、1901年法に倣った財団法人の一般法の草案を練った。以上は、既得の知見である(拙稿「サレイユ法人論への一視角」2017)。

本研究は、以上の史的エピソードを再検討に付することを第一の目的とした。そもそもなぜ財団法人法は聖俗の両界で受け入れられなかったのか。一方で、カトリック教会は、司教の権威を確実に保持しうることを条件に、後に社団の容認に転じた(1924年)。他方で、サレイユが自ら主導した立法研究協会(Société d'études législative)で起草した財団法人法の草案も、立法者に採用されることはなかった。財団ではなく社団を選び取ることに付き、当時の議論の再構成を企図した。

### (2) 目的 : 財団の現代的利用形態の解明

財団については長らく法律上の定義が置かれず、その根拠は国務院が提供する設立行為のひな形にしか見出されなかった。しかも、公益認定の手続きを経なければならない。そうでなければ、法人格を得られないばかりか、その存在も認められなかった。

活用の端緒は、1969年に設立された公益財団法人である「フランス財団(Fondation de France)」によって開かれた。国のイニシアチヴによって設立されたこの巨大な法人は、私人が拠出する財産を個別に管理し、特定の公益事業をサポートする。構想をリードした行政官であるミシェル・ポメイ Michel Pomey [1928-1983]は、アメリカの公益信託の仕組みを参照し、財団が信託を受けているものと分析していた。

その後、公益財団法人の定義を置き、また、遺言による設立を認めた1987年7月23日の法律が登場する。これに引き続いて、1990年7月4日の法律が上記実務を法認した。すなわち、1987年法20条の改正により「fondation」との事実上のものでしかなかった呼称が承認された。

「他法人管理財団(fondation abritée)」と一般には称される。レトリカルに「財団法人内財団」と称してもよい。本研究は、新たな名称の下で把握されたこの類型に着目し、その利用実態を解明しようと試みた。

加えて、2008年8月4日の法律により導入された「寄附基金法人(fonds de dotation)」をも検討の対象に加えた。公益認定を必須としない、よって一般財団法人と形容しうる類型であり、フランス法が比較的近時に財団の活用へと舵を切ったことの意味を問うこととした。

## 3. 研究の方法

上述の開始当初の仮説および目的は、検討の過程でいずれも修正を余儀なくされた。それに伴

って方法の再構築を必要とした。

#### (1) 目的 について

政教分離法成立後の宗教法制に関する史料(とりわけ部数の限られた雑誌媒体)の渉猟から開始したが、サレイユの財団構想に対する評価を見出すことができなかつた。端的にいえば、彼の死(1912年)とともに構想は忘却されたといつてよい。逆にそのような忘却が容易に生ずることは、過去における財団に対する消極的評価の帰結と考えることもできる。

以上を踏まえて、検討すべき事項の時間軸を前後に延ばすことにした。一方で、近世における死手財産(マンモルト)批判の文脈を洗い出しつつ、教会が管理する財団の法的形態を探ることとした。特に後者は、後述する目的との接合を意識してのことである。他方で、サレイユの議論を引き継ぐ形で法主体論を多様に展開した、ルネ・ドゥモーグ René Demogue (1872-1938)の所説を財団論として提示する可能性を模索した。

#### (2) 目的 について

研究開始後、団体と贈与・遺贈との関係を広汎に論ずるテーズ **Julien Boisson, Les libéralités à caractère collectif**, Defrénois, 2019 が公刊された。財団についても包括的に議論が展開され、フィランソロピーないしチャリティーの涵養を旗印に、矢継ぎ早にしかし一貫性を欠いて展開されている近時の法制を網羅する貴重な文献である。

本研究にとって特に重要な示唆は、現代における財団として第一に考えられる形態が、法人格を欠いた上述の「他法人管理財団」である、との認識であった。同書を導きとしてその法的性質論を深めることで、他の形態との異同を十全に論じうるに至った。

なお、著者のジュリアン・ボワソン准教授とは、再延長年度かつ最終年度の2022年にシンポジウムの企画を通じて知遇を得ることができた。限られた機会であったものの、財団論に関する意見交換も実施できた。特例再延長は、コロナ禍の影響で調査出張が叶わず、目的に関する史料が欠けていたことを動機としたが、思わぬ形で目的に資するものとなった。

### 4. 研究成果

財団法制に関する固有の成果は、遺憾ながら論文としては完成に至っていない。これは、上記に示唆した収集しえずにいた史料にみるべきものがなかつたことが大きい。サレイユが財団法草案を起草した場である立法研究協会において、1920年代に再定義の試みがあったことまでは突き止めていた(後にもみるドゥモーグが主導者の一人である)。その議事録は国内ですべてを渉猟しうるものではなく、再度の出張を必要としていた。2022年9月に他用務での出張を本研究費で延長して議事録を網羅的に収集したが、数回議事に挙げられたのみであったことがわかつた。既得の理解を更新しうるものではなかつた。

#### (1) 他法人管理財団の特異性と普遍性

以上を反省しつつ、早期にまとめられるべきポイントをここに記すこととする。まず、目的と目的との接合は、「他法人管理財団」に即して顕著な理解の更新をもたらした。既に述べたように、現代における財団利用の主たる形態は、一般財団法人としての寄附基金法人ではなく、フランス財団を代表とする巨大財団が受け入れる他法人管理財団である。他の典型として、フランス学士院がある。これも公益財団法人の一種であり学術目的の多くの財団を管理している(なお、この点の知見は、学士院の一部を成す道徳・政治学アカデミー会員のイヴ・ゴドゥメ Yves Gaudemet 名誉教授との研究交流によることを付言しておく)。

目的との関係は、次のように敷衍される。近世のマンモルト批判は、教会における富の死蔵を攻撃し、ミサや施設など特定の目的をもつ「教会内財団」にも否定的評価を加えた。そのため、法的性質が考究されることはなかつた。この前提的狀況に、(1)1901年法の成立後における非営利活動は社団が担うとの通念の形成、(2)財団の一般法の挫折による忘却が重なる。教会内財団は、財産管理のための社団設立が成った後には、その中で分別管理された財産体として、法的地位を獲得しないままであり続けた。

以上を踏まえると、他法人管理財団の実務は、教会内財団の世俗版として表現されうる。さらに比喩的にいえば、フランス財団が教会本体の似姿ということになる。上記でポメイについて指摘したように、公益信託という外国の制度の参照(これ自体の出自の検討も興味深い課題である)も意味を持ったが、法的に認知されずに存在し続けた慣行を、フランス財団の実践が新たな形態で位置づけた、との理解を導出できる。1990年法がこれを法認するに際して、簡素な定義しか置かなかつたことも傍証となる。

結果として、フランス財団におけるひな形が今なお第一に参照されるべき法的資料であることになる(興味深いことに、国務院のひな形のみが公益財団法人の法的基礎であったこととパラレルともいえる。v. Boisson, *op. cit.*, p. 113)。つまり、管理者として“軒を貸す”(abriter)公益財団法人との間の契約によって、細部が定まる。例えば、生前であれ遺贈によるのであれ、設立者が自らの名を冠することになら支障はない。財団の管理者は法的には公益財団法人自体であるが、その下に家族がミニ理事会を相当するものを置くこともできる。法人格を持たず永続的ではないことから資本充実の要請もなく、基礎となる財産が使い尽くされれば終了する。こうすることで、一定規模の財産を基に家族が担うチャリティー活動が組織される。

さらに理論的に敷衍するならば、公益財団法人については、「一つ的人格(personne)は一つ

の資産 (**patrimoine**) しか持ちえない」(以下「人格 = 資産」の等式) という公準が適用されないことをも意味する。目的のための充当 (**affectation**) の典型例は、法的には把握されないままに存在し続けた「教会内財団」にこそ見出されえたということになる。翻って、それを把握しないからこそ、フランス法は「人格 = 資産」の等式を保持しえたと表現することもできよう。こうした「教会内事項の”非”法化」は、政教分離ないしライシテの原則のコロラリーでもある。

## (2) 死者論・資産論への展開

上記に述べた史料の欠缺の副産物として、ドゥモーグにおける「死者の人格」論を検討対象に据えた。利益説的な権利論を軸に、多種多様な存在に法的な「人」の地位を認める彼の議論を財団につなぐ構想を持っていた。これを断念しつつ、相続法の基礎的な観念としての「人格の継続」との連関を論証する論文を公表した(論究ジュリスト 34号、2020年)。一方で「死者は生者をとらえる」との法格言を扱い、遺産占有の意義を論じた。他方で上記の「人格 = 資産」の等式につき、相続法分野での法技術的意義を明らかにした。

いみじくもここにもサレイユが登場する。財団法構想と人格承継論批判との関連を探ることが残された課題となる。また、ドゥモーグの人格論と、後の1930年代の家団論との対抗も今後考究されるべき論点として残された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 齋藤哲志	4. 巻 135
2. 論文標題 学界展望 フランス法 Rafe Blaufarb, The Great Demarcation. The French Revolution and the International of Modern Property,	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 125-128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤哲志	4. 巻 34
2. 論文標題 「死者の生かし方—フランス相続法における人格承継原理の射程」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 168-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤哲志	4. 巻 67
2. 論文標題 「書評 五十嵐清著「ヨーロッパ私法への道」」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 404-407
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件／うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Les ressources familiales
3. 学会等名 Colloque franco-japonais : Droits humains des minorites sexuees, sexuelles et genres (東京大学, CERCRIID de Lyon 2) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 Contrats tres speciaux dans le droit patrimonial de la famille
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais de l'IRDA et de l'ARIDA : Contrats tres speciaux (関西大学, Paris 13) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 齋藤哲志
2. 発表標題 「贈与の使い方・使われ方ー一日仏における近時の議論を素材として」
3. 学会等名 社研セミナー(東京大学社会科学研究所、オンライン)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Tetsushi Saito
2. 発表標題 La reserve hereditaire, aspects de droit positif et de droit prospectif
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais : Transmettre son patrimoine (Univ. Nantes, 新潟大学) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tetsushi Saito et Ippei Ohsawa
2. 発表標題 Vulnerabilite et aptitude : rapport japonais
3. 学会等名 Congres international de l'Association Henri Capitant, Universite de Montreal (国際学会)
4. 発表年 2018年

## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 松原健太郎、瀧川裕英、飯田高、齋藤哲志	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 -
3. 書名 『リーガル・ラディカリズム』（近刊）	

1. 著者名 幡野 弘樹、齋藤 哲志、大島 梨沙、金子 敬明、石綿 はる美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 336
3. 書名 『フランス夫婦財産法』	

1. 著者名 宍戸 常寿、石川 博康、内海 博俊、興津 征雄、齋藤 哲志、笹倉 宏紀、松元 暢子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 272
3. 書名 『法学入門』（第4章「法とは何か、再び」）	

1. 著者名 Emmanuel Aubin, Eri Kasagi, Loic Levoyer et Tetsushi Saito (dir.),	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Presses universitaires juridiques de Poitiers	5. 総ページ数 270
3. 書名 Les consequences juridiques et sociales du vieillissement. Regards croises en France et au Japon	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------